

国分寺市 農業委員会だより

第54号

市内農地面積:126.64ha
(令和7.1.1現在)

令和7年度表彰受賞者

国分寺市農業委員会等では、優秀な農業経営者や地域農業に功労のあった農業者への表彰事業を行っています。受賞された皆様、誠におめでとうございます。



▲受賞者と来賓の皆様

顕彰・表彰名	氏名	地区	部門
第65回企業的農業経営顕彰 東京都農業会議会長賞	大矢 利行 様 良江 様	共東	植木
第45回農業後継者顕彰 東京都農業会議会長賞	浦野 雅資 様	光町	植木
令和7年度農業功労者表彰	清水 義雄 様	共東	—
令和7年度北多摩地区農業委員会連合会 優秀農業経営者表彰	篠宮 重彰 様	高木	植木
令和7年度国分寺市優秀農業経営表彰 (農業委員会会長賞)	草ヶ谷 誠一 様	弁天	野菜

生産緑地に追加指定しませんか

市では、毎年**生産緑地の追加指定申請**を受け付けています。生産緑地にすることで得られるメリットや行為制限、過去10年間の指定件数等と、指定までのスケジュールは以下のとおりです。

メリット

- ・固定資産税が農地課税。
(市街化区域畑の約1/500)
- ・相続税納税猶予制度の適用を受けることができます。

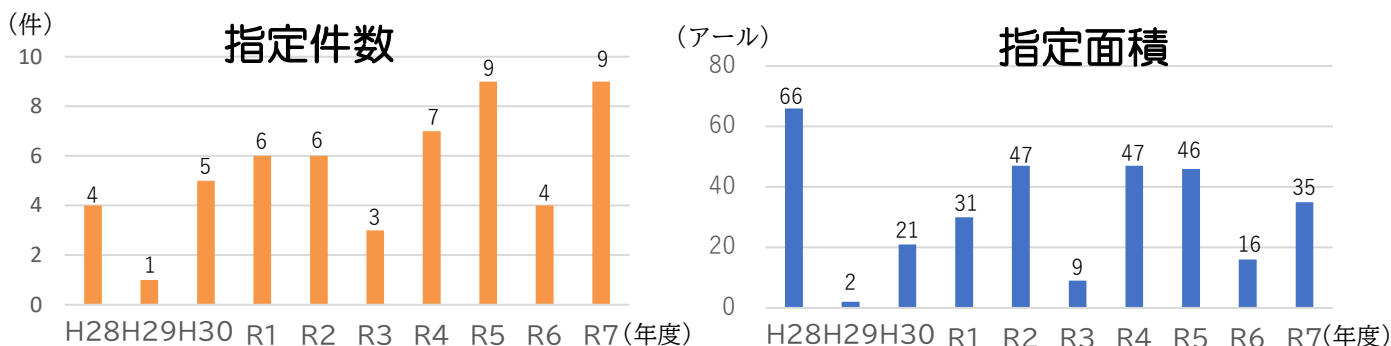


行為制限

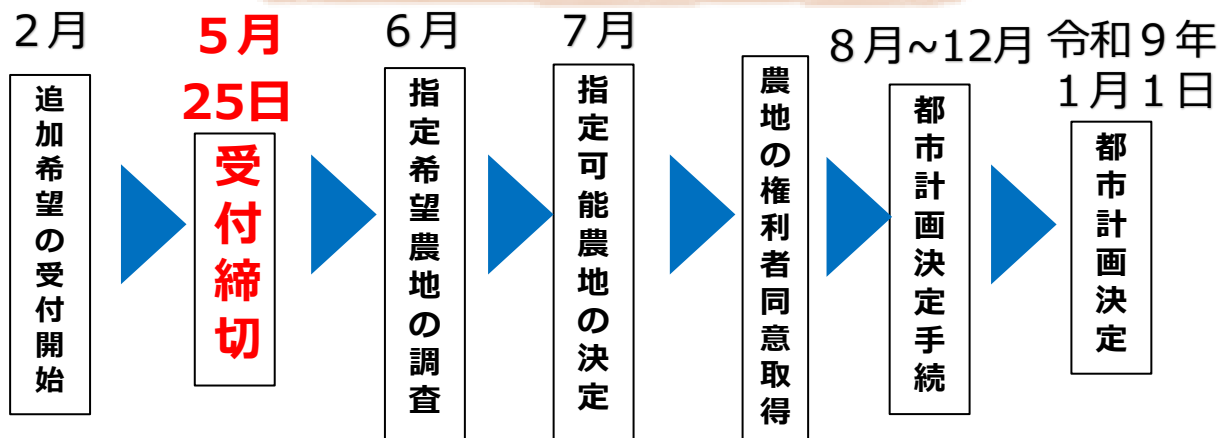
- ・原則農業用施設以外への転用不可。
- ・30年間の肥培管理義務。
- ・行為制限を解除するには、市長に買取申出※が必要です。

※買取申出を行うには、下記のいずれかの事由が必要です。
①指定から30年経過
②主たる従事者の死亡または故障

直近10年間の追加指定件数と面積



追加指定スケジュール (予定)



追加指定や買取申出については、**市まちづくり計画課まで御連絡**ください。
(TEL : 042-312-8664)

地区別懇談会を開催しました

令和7年11月に、市内2会場で地区別懇談会を開催しました。後継者・若者向けの内容として企画し、(一社)東京都農業会議の松澤事務局次長から「新規参入と次世代への継承」をテーマに御講演をいただいたほか、同会議の森主任から農業者年金制度の紹介、相続経験者による相続に備えた話、後継者として活躍されている農業者からの事例紹介等を行いました。本懇談会では、2会場合計62名が参加し、質疑応答も行いました。



▲JA東京むさし国分寺支店



▲ひかりプラザ



農ウォークを開催しました

令和7年11月29日に恋ヶ窪地区で農ウォークを開催しました。当日は39名の参加者と共催団体と共に、尾崎清治さん、鈴木知可志さん、鈴木吉弘さん、佐藤弘さん、尾崎裕一さん、鈴木睦雄さんの畑を巡り、国分寺農業の魅力に触れました。



鈴木孝幸編集委員

令和6年より開催時期を秋へと移行しましたが、当日はウォーキングに適した陽気で、参加された皆さんも全員無事にゴールされました。

訪問した農家の方々にも多忙の中、農作業の現状や御苦労な点など話していただき、参加者と貴重な交流の時間を過ごすことができました。農業委員も普段、交流の少ない農地訪問は有意義な体験でした。

平野編集委員長

今回は夏の猛暑を避け11月の開催となりました。

当日は心地良い風の中、普段接することのない各農家さんの説明を聞いたり、大根や蕪の収穫体験そして葱の皮むきを経験させていただき、全員無事終了することができました。

参加者からは感謝の言葉とともに、国分寺農業の理解と、更に応援したいとの声が聞かれました。

濱野編集委員

第20回の農ウォークは、11月29日(土)に開催しました。秋晴れに恵まれ心地良い農ウォークとなりました。

参加者は、鈴木知可志さんと佐藤弘さんの畑で嬉々として収穫体験を楽しみました。

普段入れない畑の畝に入り収穫したこと、各農家の方々から栽培方法や農地の管理について生の声が聞けて大変有意義だったとの感想が多数寄せられました。

令和7年農地転用の届出の内訳

農地を農地以外にする場合、農業委員会へ農地転用の届出が必要です。農地以外にするための工事開始の2週間前までに必要書類を用意の上、市農業委員会事務局まで届出をお願いします。なお、市内において、令和7年の農地転用届の内訳は下表のとおりです。

種別	件数	筆数	面積
農地法第4条 (所有者が変わらない農地転用)	15件	23筆	約0.5ha
農地法第5条 (所有者が変わる農地転用)	45件	86筆	約3.7ha
全 体	60件	109筆	約4.2ha



4.2 ha とは
どれくらいなの？



4.2 ha とは、東京ドーム約1個分、サッカーコート約6面分の大きさです。この規模の農地が、住宅や駐車場等に転用されています。一度、農地転用してしまうと、元に戻すには多くの時間・費用等がかかります。農地転用は、慎重に検討しましょう。



農業者年金に 加入しましょう

農業者年金は積立方式の、農業者のためだけの公的年金です。支払う保険料は全額社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税にもなります。

加入対象は次の全てを満たす方です。

- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 年間60日以上農業従事者
- ③ 20歳以上60歳未満の者



全国農業新聞を 購読してみませんか

全国農業新聞は週刊の農業総合専門紙で、農業や食、担い手に関する各地域の紹介や農業委員会の取組、農政の動きなどの情報をお届けしています。(月4回金曜日発行)

月 700円 (税込)
(年 8,400円)